

## 第6回さいたま市障害者政策委員会会議録（案）

日時：平成29年3月10日（金）14：00～16：00

会場：プラザウエスト 第1セミナールーム

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 第5回障害者政策委員会会議録の承認
  - (2) 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果について
  - (3) 次期障害者総合支援計画の体系案について
- 3 そ の 他
  - (1) 平成29年度予算案の概要について
  - (2) 「障害のある方に対する対応の基本（案）」について
  - (3) 障害者総合支援計画（2015～2017）の進行管理について
- 4 閉 会

### 配布資料

- ①第6回さいたま市障害者政策委員会次第
- ②第6回さいたま市障害者政策委員会座席表および委員名簿
- ③第5回さいたま市障害者政策委員会会議録（案）
- ④資料1 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書
- ⑤資料2 次期障害者総合支援計画の策定について
- ⑥資料2-1 次期障害者総合支援計画の体系案について
- ⑦資料2-2 平成28～29年度 計画策定業務スケジュール
- ⑧資料2-3 平成28年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議での意見
- ⑨資料3 平成29年度予算案の概要
- ⑩資料4 障害のある方に対する対応の基本（案）
- ⑪資料5 障害者総合支援計画達成状況に関するご意見について（依頼）
- ⑫参考資料 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

## 出席者

委員・・・石井委員、岡田委員、荻原委員、河崎委員、川津委員、河西委員、斎藤委員、高濱委員、滝澤委員、田口委員、遅塚委員、小島委員、長岡委員、日根野谷委員、平野委員、宮部委員、山崎委員  
事務局・・・障害政策課長、新藤係長、鈴木係長、障害政策課、障害支援課長、小杉係長、山田補佐、健康増進課、こころの健康センター、福祉総務課、疾病予防対策課、ひまわり学園育成課、コンサルティング会社

傍聴者の数 4名

## 1 開会

(平野委員長)

それでは定刻となりましたので、「第6回さいたま市障害者政策委員会」を開催させていただきます。

まず、今回の委員の出席状況を確認させていただきます。出席委員12名、欠席委員3名ですので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条2項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、一般の方に公開することとなっております。

先ほど傍聴人についてご確認させていただいたところ、本日4名の方が傍聴を希望されております。そこで、傍聴人の人数を4名と定め、4名の方につきまして、傍聴を許可したいと存じます。

それでは本日の資料の確認について事務局からお願いします。

(事務局)

それでは資料の確認をさせていただきます。

- ①第6回さいたま市障害者政策委員会次第
- ②第6回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③第5回さいたま市障害者政策委員会会議録(案)
- ④資料1 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書
- ⑤資料2 次期障害者総合支援計画の策定について
- ⑥資料2-1 次期障害者総合支援計画の体系案について
- ⑦資料2-2 計画策定業務スケジュール
- ⑧資料2-3 平成28年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議での意見
- ⑨資料3 平成29年度予算案の概要(予算案関係資料)～障害福祉関係予算抜粋

版～

⑩資料4 「障害のある方に対する対応の基本（案）」

⑪資料5 障害者総合支援計画達成状況に関するご意見について（依頼）

⑫参考資料 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

皆様、不足等はございませんでしょうか。

事務局からは以上でございます。

（平野委員長）

ありがとうございました。先般、事務局のほうからの資料がメールで送られたと思いますけれども、大変膨大な量になっています。お目通しいただくのも大変だったかと思います。本日はすけれども、議題が3つ、それから報告等が3つあります。きょうは今期最後の政策委員会になると思います。

まず最初にお手元の資料の一番最後、先ほど政策課長のほうからの説明のありました。そこを見ていただけますでしょうか。そこに参考資料ということで、「「地域共生社会」の実現に向けて」ということで、「(当面の改革工程)【概要】」というものがいつているかと思えます。これは、ここにありますように平成29年2月7日に厚労省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部というところでまとめて、現在、これに基づきまして介護保険法改正案という形で国会のほうに上程されているものの概要を示したものになります。

実は今、厚生労働省のほうでは、これからのいろいろな法律や制度になっているのですけれども、このものが福祉の進め方の基調として、基本としてこの地域共生社会というのを進めていきたいと言っております。これから、今日の議題の中心に次年度の計画策定に向けての議論もありますので、このとおりになっていくのかということ、を少し含めてお話ししたいと思うのですけれども、もちろんこれはまだ法案ですので、今後どういうふうな形になるのか、採決されるのかも含めてまだ確定的ではありませんけれども、今の厚労省の考え方として、こういうのが主流になっていることなのです。

この地域共生社会は、ポイントは2つありまして、1つは、介護保険の地域包括ケアに代表されるように地域の中でサービスが完結すると。大体30分圏内で、必要なサービスが全国に提供されるというようなことをやりたいということです。

それから、もう一つは、この共生です。共に生きるということがポイントになってきて、特に助け合いも含めてやっていくと。そこで助け合いをするためには、我が事です。地域の住民の問題を他人事ではなくて自分の問題として考えようということ、こういうことが大事となる。ですから、近所の問題や地域の中にいる高齢者の問題、子どもの問題、そういったものをみんな自分の問題として考えましょうというのが1つのポイントです。次の「丸ごと」というのが何かといいますと、これまでのように分

野別に縦割りというのではなくて、あらゆる問題をやりましょうというのがポイントになってくるのです。

改革の方向性というところでありまして、この縦割り、従来の障害は障害、高齢者など、そういう縦割りから丸ごとにしましょうということです。こういったことによって地域のいろいろな複合的な問題に、2カ所も3カ所も行かなくても済むということです。そして、これから人口減少で地域の資源が少なくなっても全部対応するようにしましょうということです。そして、右側ですけれども、「我が事」ということで、地域の問題は自分たちで解決するというようなことをやっていきたいと思いますというのがポイントです。

改革の骨格ということで、これをどう進めるかということで4つの方向性を出しております。1つは地域課題の解決力、つまり地域で福祉の問題を解決していきましよう、自分たちでいきましようということで住民相互に話し合ったりということやっていくという、地域の中で解決していける、解決していきましようということなのです。これは住民主体による部分です。

それから、この2番目が大きいのですが、複合課題に対応する包括的相談支援体制、平たく言えば、現在も地域包括支援センターがありますけれども、それは介護保険の施設なので高齢者の問題に対応するわけです。障害者の中には、障害者の生活相談センター、子どもであれば子ども家庭支援センターという形で縦割りになっていたけれども、今回はこれを全部、そういう縦割りをなくそうと。これによってワンストップサービス、1つのところに行けば全部手配してくれるということと、それから、当然、1つの世帯に複数の問題を持っている方がいます。例えば障害者の世帯で親が認知症になっているなど、こういった場合でも対応できるということを国は考えているのです。

そして、3つ目は地域福祉計画ということで、今までも社会福祉法に基づく地域福祉計画はあったのですが、この地域福祉計画は、少し乱暴な言い方をすると理念的なものなのです。地域でどういうふうに考えていきましようかのようなところが多かったのですが、同じ地域福祉計画でも今度は具体的に、この地域ならこの地域でどういうサービス体制をつくりますかという、そういう地域福祉計画に変えていこうと。

ですから、さいたま市であれば10の区がありますから、それぞれの区の中で、まずそれぞれの区がどうするのか、それから、区の中のエリアでどういうふうに支援体制をつくっていくのかという、サービス支援体制をつくる計画というものに変えていきたいというのが1つ目です。

それから、2つ目は、地域を基盤とする包括支援体制、これは先ほどの説明とつながるのですが、地域包括ケアの理念の具現化ということで、高齢者だけではなくて生活上の困難を抱えるいろいろな障害など、そういったものに対して相談したり、

サポートできるということです。

それから、共生型サービスの実現、これはどういうことかという、これまでは障害者や高齢者というのはあったのですけれども、デイサービスは障害者も高齢者も利用できる、こういう障害の枠を超えたサービスです。現在、富山県などでは富山型ということで、デイサービスで子どもも障害者も高齢者も受け入れる、こういったものをつくっていくという感じです。

それから、市町村の地域保健の推進体制ということで、保健横断的な包括支援体制の在り方と言っているのですけれども、これは既にもう今年の6月に児童福祉法が改正されまして、そこで市町村で児童の、健康包括支援センターかな、そういうシステムができました。子どもが生まれてから、ずっと成長期、思春期も一貫して相談するというセンターを設置しなさいということになっていますけれども、これと市の保健センターの機能など、そういったものをやっつけていい、地域の健康的な支援を全部一括的に、ここまでは包括センター、ここから先は保健センター、ここから先は保健所という、こういうことをなくしていこうというようなことを考えているわけです。

そして、3つ目として「地域丸ごと」、ここで丸ごとが出てくるのです。この使い方として、多様な担い手関わってきます。ですから、これまでのように単にボランティアだけではなくて、地域の住民あるいは企業の他、いろいろな事業所、これには今社会福祉法の改正で社会福祉法人が地域貢献するようになっていきますので、こういった取り組みも入れていけると。

それから、2番目の社会保障の枠を超えた地域資源、農耕地やそういったものです。実は今年の障害者の厚労省の予算を見ますと、障害福祉の予算に農耕地の取り組みが入っているのです。誰も耕す人がなくなった農地を障害者の人たちが農作業をするという、非常に目玉商品になるのですけれども、こういう形で、これまで社会保障だけの枠でやっていたのを、こういう形で農業や環境保全など、そういったものを含めてこれらの地域で取り組むと、こういうのをやっつけていくというのが目玉です。

そして、こういうのを実現するために専門人材ということで、今言ったように障害、高齢に全部対応するとなれば、そういうのに対応できるような人にしましょう。それから、保健と福祉など統合するためには資格を共通化しましょう、こういうことをやっつけていきましょうということです。

当然こうなってくると、この法案が通れば、国は30年度にはもうこれをスタート、段階的にスタートしていきたいと言っているのですけれども、もちろん法案が通ればですけれども、かなりいろいろなところに影響が出てきます。先ほど言いました、今の障害者のセンター、こういった機能など、こういったものも変わってきますし、また、計画のいろいろな在り方も変わってくることは当然想定されてきます。ここまでは厚労省の言っていることをそのまま説明しました。

ここからは私の意見だと思って聞いてください。今までは厚労省の方式、見解を申

し上げたのですが、この地域包括体制なのですけれども、ここで重要なことは、3障害全部対応するという事なのですけれども、これは少し考えを整理することなのです。つまり、少し分かりやすく言うために例え話をするので固有名詞を使いますが、3障害に対応するためにジャスコのようななど大きいのをつくって、そこに専門家を配置して、ここに来れば専門店が全部ありますよと、障害でも3障害どの障害でもやりますよ、高齢者に対応しますというようなことを想定しているわけではないのです。

分かりやすく言えば、今まで魚屋さんと肉屋さんと八百屋さんがあったとします。そうすると、それぞれ魚屋さんは魚しか売っていない、肉屋は肉しか売っていない、八百屋は野菜しか売っていないということ、ちょうど今の状態です。これを少し広げましょう。八百屋さんでもお肉や魚を少し売りますよと。それから、魚屋さんでもお肉や野菜も売りますよと、こういう感じにしようと。私たちに言わせると、少し大きい専門のお店をつくって、ジャスコのようなものをつくって、ここに専門店が全部ありますというわけではなくて、地域のコンビニをつくるという発想だと思ったほうが良いと思います。

ですから、そんなにすごいものを期待しているわけではなくて、そういう形で身近なところに、専門店という、さいたま市の10個の区にジャスコが10軒あるとは考えられませんから、当然それは無理ですけれども、コンビニだったらたくさんつくれるわけです。こういう形によって地域のところに行っていけるというのが趣旨です。

そして、もう一つ大きいのは、実はこれが基礎構造改革の最後の仕上げだと私たちは言っているのですけれども、実は今回の改正をすることによって、相談という機能とサービス提供というのと、それから給付という3つの機能が完全に分かれることとなります。実は、もう古い方しか知らないのですけれども、措置制度というのがあったのです。つまり行政が全部やります。措置制度というのは、相談と、つまり福祉事務所のケースワーカーが、相談に行き、どうしましょうかということを決めて、サービス、つまり福祉事務所が、「どうぞこの施設を使ってください」ということをやって、そのお金も福祉事務所が負担していたのです。

今回は、この制度ができると完全にこれが分かれるのです。相談は全部、今言った市町村にある3障害の相談センターで全部やりますよと。そこで、いわゆる処方箋を切るわけです。あなたの場合はこういうサービスを使ったらどうですか、こういうのがいいですよという。そして、それに沿って、障害を持った人で言えば、事業所と契約してやると。そして、市町村のほうは単純に給付、経済負担です。お金だけ、かかった費用を負担するというふう完全に分離する形になります。これで、いわゆる措置制度が事実上、生活保護とかは別にすれば、完全になくなるということですし、それから、これは推測ですけれども、ゆくゆくは生活保護もケースワーカーの部分がこういうことをやってもらって、福祉事務所はお金だけというふうにつながると

いう、こういう部分が推測されます。

今回、これによって何が心配されるかと言いますと、今言ったように色々な制度がありますから、じゃあ、障害福祉が介護保険に統合されてしまうのではないのかということが出てくるわけです。これは平成16年から18年にかけての議論があったわけですが、厚労省は別に、ここで厚労省の見解を客観的に言うと、決して介護保険に統合するわけではないと。障害福祉の給付は給付としてあると。別に総合支援法をなくして介護保険にするわけではないと。ただ、相談窓口を1つにする。

だから、さっき言った、サービスと給付は別でしょうと。担当するのは障害福祉課が担当して、お金は出しますよと。さいたま市は区役所の支援課ですが、ですから、統合ではなくてということですが、ただ、現実としては、相談窓口は1本になってしまいますし、そこで処方箋は1本になるでしょうというようなことです。

そして、もう一つは、共生サービスというのがあるわけです。これは相互乗り入れになるわけです。ですから、障害の事業所で高齢者や子どもも受け入れる、あるいは高齢者の事業所で障害者も受け入れる、子どもの事業所で障害者、高齢者を受け入れる。こういうことを一部、全部ではなくて一部導入しようということがありまして、今後、これによっていろいろなサービス体制、当然、計画のほうも変わってくるわけです。今、障害だけで別に計画を作成していますけれども、今後この共生サービスが出てくれば、いろいろ変わってくる可能性があるということになっています。

あと、それから少し余分なことですが、一昨年、2015年から、生活困窮者自立支援制度というのがスタートしているのですけれども、これもこの制度ができることによって大幅に見直すというようなことになります。その資料の一番下にありますように、できれば今回の通常国会でこの法案を通して、平成31年にはもうスタート、この改正でスタートということは、一年前から準備になりますから、平成30年からというのがその趣旨なのです。

ここは私の主観だということでお聞き願いたいのですけれども、ただ、個人的に言うと心配はあります。なぜ心配かという、今回の法案というのが介護保険法の改正案というタイトルが付いているのです。中心的なタイトルが地域包括ケア、これは介護保険の概念ですが、ですから少し言葉を書き変えて書いていまして、これを見ると地域包括支援体制と言っているのです。

この辺が少し言葉の微妙なところで、地域包括ケアと言ってしまうと介護保険の概念になってしまって、子どもや障害者が入らないで地域包括支援体制という言葉を使っているのですけれども、それにしても法案そのものは介護保険法の改正ですから、いわゆる介護保険ベースで進んでいくというのは当然想定されるわけです。やはり介護保険の流れの中に巻き込まれてしまうというのがあるので、障害者の疾病など、そういうものをどれだけ守っていけるのかというのが鍵になってきます。いずれにし

でもこういう動きがありますということはご理解いただきたい。こういう流れの中で実は計画を作らなければならないということを少し冒頭にお話しさせていただいて議事に入らせていただきます。このことについては、また議論のときに。遅塚委員、ほかに何かあれば。

(遅塚委員)

社会福祉士会の遅塚と申します。平野先生のおっしゃるとおりです。この関係の審議会など、仕事の関係でずっといろいろ傍聴しているのですが、最後に平野先生がおっしゃったとおり、介護保険の話と、あともう一つ、生活困窮者自立支援法の話しか出てきません。聞いていて、障害の話ってほとんど出てこないのです。ですから、確かに人数的にはそちらのほうが多いから仕方がない面はあると思うのですが、全て丸ごと相談を受けてくれる窓口というのが、ふたを開けると高齢者担当や生活困窮者の詳しい人しかなくて、障害のことについては、行ってもやはりその窓口がよく分からないというようなことにならないように、しっかり見ていかなければいけないなと強く思っています。以上です。

(平野委員長)

それでは、最初にお手元に議事録がいつているかと思えます。既に皆様方にはお目を通していただきましたけれども、前回の第5回障害者政策委員会会議録の承認でございます。これにつきましては皆様に事前にお送りいたしましてご了解いただいているものになります。既に修正等ご意見がないようでしたら、これについて承認ということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは次の議題2に移らせていただきます。

「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果について」ということですが、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

障害政策課の鈴木と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。大変恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

それでは、議題の2点目、「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果」についてご説明いたします。資料1「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書」をご覧ください。

前回の委員会において、調査結果を設問ごとに単純集計し、主な共通設問、特有設問ごとにまとめた速報概要版の、ご報告をさせていただきました。

本日はすべての調査結果を載せた報告書がまとまりましたのでご報告させていただきます。



きます。分量が多く時間の都合もありますので、前回の委員会が出た報告書に関する質問を中心にご説明させていただきます。

それでは資料1を1枚めくっていただきまして目次をご覧ください。この報告書の構成ですが、第1章に調査の概要を掲載し、第2章にAからFまでの調査票に共通する設問についてまとめた部分、第3章から第9章にかけて各調査票ごとの集計結果を掲載しております。

次に、ページが飛びまして、60ページをご覧ください。前回の委員会でお話しのありました「身体障害の種別ごとの配布数と回答率」でございますが、こちらの項目は複数回答が可能な項目であり、報告書に載せるには統計として正確なものとは言えないため配布数の掲載はしておりませんが、参考として主たる障害を視覚障害としてこちらが配布した数が270、回答数が151、主たる障害を聴覚障害として配布した数は351、回答数は197、言語障害等では配布した数が67、回答数が126、肢体不自由は合計となりますが配布した数が2143、回答数が1295、内部障害は配布した数が1169、回答数が662でございました。なお、言語障害等につきましては配布数よりも回答数の方が多くなっていますがこれは肢体不自由等と重複している方が多くいらっしゃるものによるものと認識しております。

その他の内容につきましても、75ページの「6相談について」や100ページ「11災害時の対応について」などのその他の主な内容を掲載いたしました。報告書のスペースの都合上すべての掲載はできませんでしたが、可能な限り掲載させていただきました。

前回の委員会でお話しのありました「相談したいが、できない」の知的障害、発達障害の「その他」の内容については報告書の121ページ、265ページになりますが、「言葉で表現することができない・話せない、コミュニケーションがとれない」、「自分と他人にズレがある」、「コミュニケーションの伝達が難しい」などの意見がございました。

また、各調査票ごとの自由記述欄についても報告書のスペースの都合上すべての掲載はできておりませんが、掲載しております。

以上、簡単ではございますが、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート結果報告書についてご説明させていただきました。今後事務局においてアンケート結果の分析をして来年度の次期計画策定の基礎資料として活用していきたいと考えております。説明は以上でございます。

(平野委員長)

ご説明ありがとうございました。前回、ダイジェスト版で調査の概要の説明をしまして、今回、さらに細かいもの、それから前回質問のあった部分について、今回内容をまとめましたので、お手元に配布してあると思いますけれども、300ページを超える

膨大なものですので、ざっと見ていただいたらというところもなかなか大変かと思うのですけれども、何かお気付きの点あるいは質問事項などございましたら、お願いします。では、日根野谷さん。

(日根野谷委員)

前回との比較で、今回、視覚障害に関して配布数が270、回答が150とおっしゃって、見えないので細かい数字はあれですが、前回と比べて少し改善されていたのか、回収率というものですけれども。

(事務局)

事務局です。今の視覚障害の部分なのですけれども、270配布して151回答があったということで、正確な回答率ではないのですけれども、単純にこれを割りますと55.9%になります。前回の調査につきましては、配布数が287、回答数が185、単純に割りますと64.5%になりまして、下がっているような形です。

ただ、他の障害につきましては、今の単純に割った回答率で申し上げますと、聴覚の部分は56.1%が今回で、前回は58.7%、ほぼ変わりません。言語障害につきましては、回答数が多いので少し大きな数字になりますが、今回は188.1%、前回は233.3%、それも少し減っている形です。あとは肢体不自由の合計になりますけれども、今回単純に割りますと60.4%、前回は59.2%ですので、こちらは少し今回のほうが増えているような形になります。内部障害につきましては、今回単純に割りますと56.6%、前回は57.7%、若干減っていますけれども、似たような数字になっているかなと思います。以上です。

(日根野谷委員)

ありがとうございます。あまり、デイジーを付けていただいたにもかかわらず、改善されていないということで少しあれですけれども、恐らく回答の方法がやはり、今回は手書きだったのです。それがやはりネックになったのではないかと思いますので、次回、3年先ですか、同じようなアンケートがあれば、回答方法も音声で対応できるような仕組みを作っていただければ、われわれは救われるのではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。今回は確かにデイジーということで追加でさせていただきました、回答率が上がることを期待はしていたのですけれども、なかなか反映できなかったということもありますので、次回またいろいろ検討させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(平野委員長)

それでは、川津委員。

(川津委員)

川津です。こんにちは。先ほどお話ししていただいたところを少し確認したいのですが、昨年アンケートを集計した結果と、それから3年前のアンケートの比較です。それぞれの分析を次の計画に反映するという事なのではないでしょうか。少しそこを、もう一度改めてお話ししたいと思っています。

(事務局)

事務局です。今回のアンケート結果を分析しまして次期の計画に、ワーキング等を来年度開こうと思っていますので、そちらのほうで詳細に、分析の結果を含めて次期の計画を策定する際の参考資料として、こちらのアンケート結果を使用していきたいと考えています。

(川津委員)

すみません。もう一点よろしいでしょうか。川津です。今回のアンケートのことでなくて、前回、3年前と変化があったのかどうか、その評価もきちんとしなければならぬと思います。同じということであれば、どのような方法でやるのかということ。変わってもいいと思うのです。同じということであれば、また同じものが来たのかということ、アンケートに答えるほうもそうなると思いますので、どのような、3年前との比較ももちろんしていただきたいのです。新しい政策委員の皆さんにお任せするのですが、前回との比較をきちんと分析していただいて変えていっていただきたいと思っていますので、ご意見を出させていただきました。

(平野委員長)

ありがとうございます。今、川津委員のほうから言われた点は、今後、少し具体的に計画を審議するのは次の期になるのですけれども、そういう方向で議論していくということで考えたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(斎藤委員)

なかなかこういう場で議論のテーマにはなりづらかったのですが、このアンケートの結果の292ページですが、障害のある当事者、あるいはご家族へのアンケートと同時に、支援をする事業所の調査をされていますが、障害者支援を担う事業所の現状が、今回の報告で見えてきたと感じております。初めに294ページのところを見る

と、事業所の回答の経営上の困難で一番回答が多いのが、職員の確保が困難となっています。

そして、その次のページの296ページの人材確保については、過不足の状況は8割が不足しているという現状が出ておまして、そして292ページに戻っていただきますと、職員の年齢が60歳以上が4.6人で最も多いということや、あと経験が3年から10年というところに集約されているということで、人による支えというのが障害のある人たちの生活環境にとってはとても大きいので、計画の策定のところに私も長年関わってきていますけれども、障害のある立場だけではなくて事業所の実情も含めて、さいたま市の大きな課題ではないかなと感じております。実際に市内のいろいろな事業所さんでも悲鳴のような声も上がってきておりますので、その点も含めて課題として発言させていただきます。

(平野委員長)

今、貴重なご意見でした。ありがとうございます。他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。宮部委員。

(宮部委員)

育成会の宮部と申します。121ページのところなのですが、知的に障害のある方が相談ができない、右側のその他のところで、見ていただくと、上から3番目のその他のところに、医師、ケースワーカーに言っても「こちらに言われても困る」と言われたというのが入っています。これは、お医者さんにもケースワーカーにも多分、知的に障害のある方はどうしたらいいのか分からないということで切実な気持ちで言ったのに、特にケースワーカーには「こちらに言われても困る」と言われて、こちらも困るなと思いますので、ここのところに対応するのもしきちんとされたほうがいいのではないかなと感じました。

(平野委員長)

一番困るのは障害者ですよね。いろいろ出てきましたけれども、他、いかがでしょうか。感想でも気付いた点でも結構です。岡田委員さん、どうぞ。

(岡田委員)

精神障害者家族会連絡会の岡田です。先ほど川津さんのほうから、前回のアンケートの比較をしてということ、とても大事だなと私も感じました。手元にある資料に関しては、時間もなかったので精神のところしかほとんど目を通せなかったのですが、ほとんど変わっていない状況が明らかになっています。やはり収入の状況であったり、それから、それを家族に依存していること。では、この人たちは、精神の人

たちは仕事ができないのかという、働きたい気持ちはあるということもアンケート調査の中から出てきています。ですが、そこがうまく実情につながっていないということ、そのことが前回の調査でも出て、今回も同じようなことが出ているので、その前は、では、どうだったのかなというのも少し見ていきたいなと思っていて、せっかくの市民の声をやはりきちんと生かすということを私たちも考えていきたいなと改めて思いました。

(平野委員長)

他、どうでしょうか。どうぞ。

(高濱委員)

はなまるグループの高濱です。すごくいいデータだと思うし、今後、何年でも使えるもので、大変だったと思いますが、お疲れさまでした。何を読み取って、障害者政策委員会というものがどうあるべきかという、ざっくり言ったら簡単で、社会保障費が膨らんでしまって削らなければいけないことがあって、なるべく少なくしようと、そういう話なわけです。人は人でどんどん足らなくなってしまうと、老々介護のような話になってきているときに、やはり今までと同じように、うちも困っているのです、うちも困っているのです、わっと言って予算をくれということを繰り返しても何も変わらなくて、やはりアイデアが必要です。

具体的には多分ITとロボットのような、その革命の波を引き込まないと今後はもっと、いずれにしろ日本全体が厳しくなってきます。そう思っているのです。ですから、さいたまが例えばスマート障害者、スマートシティ構想のような、なんでもいいんですけれども、そういうのを取り入れて、いつでもタブレットで見ていく、例えばパナソニックやグーグルなどと手を組んで少し打ち出していくような方向で、技術を取り入れていくということでない、いずれにしろ行き先はもう詰まってしまっているのではないかと思います。われわれ全体の意識として必要なと。

(平野委員長)

今後の問題提起をしていただきましたけれども、どうでしょうか、他に何か。

それでは、いろいろお感じになったと思うのですけれども、これは先ほど川津委員さんがおっしゃったように、これを少し分析しながら次の計画を作らなければいけない。今、高濱委員さんからも大胆なアイデアを提案してもいいのではないかと、そういうのを審議会で議論して出してもいいのではないかとということも含めまして、先送りしているつもりはありませんけれども、次の計画作りの中の議論でさらに、これを踏まえながら、岡田委員さんが言われましたけれども、前回どうだったのか、今回はどうなのかということも含めて、考えていきたいと思しますので、ぜひこのアンケート

もお目通りいただければと思っているので、お願いします。また細かい点は事務局のほうに出していただきます。

それでは、続きまして議題3のほうですが、もう平成30年4月1日からの次の新しい計画に移行しているわけですけれども、次期の障害者総合支援計画の、枠組みです。全体の柱をどうするかといったことをご提案して、確認して議論していくということ。では、事務局のほうでよろしくをお願いします。

(事務局)

それでは、議題の3点目、「次期障害者総合支援計画の体系案について」ご説明いたします。

それでは、資料2「次期障害者総合支援計画の策定について」をご覧ください。まず、次期計画策定にあたっての、基本的な考え方について確認させていただきたいと思えます。

「1 計画策定の前提」ですが、(1)としまして国の障害者基本計画や障害者福祉基本指針の方向性や内容を踏まえた上で、本市のノーマライゼーション条例の理念に沿った計画といたします。

次に、(2)になりますが市の行政計画上の位置づけとして、上位計画である総合振興計画や保健福祉総合計画のほか、他分野の関連計画との整合性を図る必要がございます。また、(3)として計画の基本方針、基本目標、基本施策等の計画の体系につきましても、計画の継続性の観点から、現行計画からの継承を基本とします。

次に「2 現行計画の構成」ですが、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」という基本指針に基づき、4つの基本目標、15の基本施策、86の事業、22事業を重点事業として位置づける構成となっております。

次に「3 次期計画策定の方向性」でございしますが、体系については現行計画からの継承を基本とした上で、国の障害者基本計画を踏まえ、基本目標や基本施策を構成いたします。また、事業の実施や評価に対する外部からの意見を取り入れ、事業の実施に反映させていきたいと考えております。

続きまして、資料2-1「次期障害者総合支援計画の体系案」をご覧ください。次期障害者総合支援計画の体系案についてご説明いたします。資料の見方ですが、向かって左側に現行計画の基本方針、基本目標を記載しており、右側に対比させる形で次期計画の体系案を記載しております。また、資料右側の点線箇所は次期計画の要点を記載しております。

前回の第5回政策委員会、第3回誰もが共に暮らすための市民会議において次期計画の体系案についてご議論いただいたところですが、いただいた意見の多くが個別の事業の内容に関するものでありましたので、次期計画の体系については、大きな変更はせず、基本目標、基本施策は現行計画からの継承を基本としております、変更点と

いたしましては、現行計画の基本目標1の「②障害者への差別及び虐待の禁止」について、障害者差別解消法の施行を踏まえるとともに、増加傾向のある虐待への対応強化のため、次期計画では、「②障害を理由とする差別の解消」と「③障害者への虐待の防止」に分割することにいたしました。

また、重点事業につきましても、現行計画と同様に、各基本施策の中に位置付けた事業の中から、特に重点的に取組を進める事業を重点事業として選定したいと考えております。

続きまして、資料2-2「平成28～29年度計画策定業務スケジュール」をご覧ください。次期障害者総合支援計画策定のスケジュールでございます。まず、事務局において、本日いただいたご意見を踏まえまして体系を作成し、作成した体系を基に骨子案を作成いたします。

その後、来年度になりますが平成29年5月、6月に素案の検討についてのワーキンググループを実施したいと考えております。ワーキンググループにつきましては特にメンバーを限定せずに開催ごとに委員の皆様にご案内をし参加いただけるメンバーで開催したいと考えております。その後、ワーキンググループでいただいたご意見を踏まえ、事務局で素案の作成を行い、7月の第1回障害者政策委員会で素案の審議、第1回市民会議で意見交換を行い、議会報告を経て、10月にパブリックコメントを実施します。その後、12月にパブリックコメントの意見を参考に計画案について検討いただくワーキングを開催し、平成30年1月の障害者政策委員会及び市民会議で計画案を提示するといったスケジュールを考えております。

以上、次期障害者総合支援計画の体系案についてご説明させていただきました。次期計画の体系案等について、委員の皆様からご意見を頂ければと思いますので、よろしく願いいたします。

(平野委員長)

ありがとうございました。今、お手元に資料2-1というところをご覧くださいでしょうか。新規計画の柱です。全体のこういう枠組み、それとあと基本方針と基本目標、これが示されていて、基本的には現行のものを維持したいということです。

ただ、大きい変更点としては、基本目標1のところ、前は②が「障害者への差別及び虐待の禁止」というものを分けて、「差別の解消」と「虐待の防止」ということで、それぞれ強化していくというのが特徴です。

これを基本にご議論いただきたいのですが、少し経緯だけ説明させてもらくと、事務局ともいろいろ議論したのですが、実はこの柱に関して今の計画の前のときに随分大きく変えたのです。その前のときは、ご記憶にあるかもしれませんが、重点施策のようなものを別に出したり抜き出したりなど、かなり試行錯誤しまして、条例ができてから、いろいろ震災もあつたりして、だいぶ二転三転して今の

形に落ち着いたということです。かなり、そういった意味では、今の形が比較的安定した形になったのかなど。今までの試行錯誤を踏まえてこうなったということです。

それから、先ほど少しご説明したのですけれども、この先法律の改正など、日和見ではないのですけれども、なども想定される中で、無理に変えてまた途中で現実の制度と合わなくなってしまうということも避けたほうがいいかなという話をしました。取りあえず現行の形で進めて、法律が改正されるとちょうど平成 31 年にスタートするわけですので、期の途中で軌道修正するなど、そのようなことをしたほうが現実的かなということもあって、こういう形の提案になったということです。

ですから、今の計画の枠組みがいいというわけでもありません。それから、何が何でもそれでいきたいというわけではなくて、取りあえず今の状況やこれまでの試行錯誤の理由等からこうなったということなのです。もし皆さま方が、ここは変えたほうがいいのではとか、ここは強化したほうがいいのではないかとというのがあれば、意見として頂きたいと思います。

それで、先ほど言いましたように、今の含みとしては、場合によっては、これは法律等によっては途中で軌道修正するかもしれません。あるいは次期の計画は全面的に見直すということも含めて考えようと、そういう含みがあります。何かご意見ありますでしょうか。全然これにこだわるつもりはありませんから、今言ったような経緯でこうなったということで、別に変える気はない、今の計画が万全だと言うつもりは全くありませんので、どうぞ意見があったら。

#### (高濱委員)

高濱です。お手本のような、国も事例を求めているというのもよくあるので、自治体単位だからこそこできる打って出るような、お金をなるべく使わないでということです。ですから、やはり技術を入れることによって、通訳の部分というのはもう 3 年もすれば、本当に何語から何語でもできるのではないかなのような民間ベースで動いているところもあって、「それって僕らは LINE を組むのは無料だ」のような、全員が取り入れてしまえば割と無料でみんなが便利になるようなことって実はたくさんあるのです。そういう部分に意識を回していくキーマンが必要ではないかとずっと思っています。

この会議に出ていて、分野の代表として意見を頂くのはものすごく勉強になるし必要ですけれども、では、どうするとという技術的な視点を持っている人が 1 人いると、国のいろいろな審議会もそうです。そういうところを分かっている人がいると、「もっと簡単にできますよ」というようなところをすぐ言ってもらえる、そういうものが、この基本目標で言うと 2 か 3 かに当てはまるのかもしれないし、4 までになるかもしれません。そういう仕組みを使えば、全員がスマホにさえ入れておけばみんなつながれるし、一人一人がいつでもフェイス to フェイスな感じで相談できると、いちいち窓口に



行かなくてもいいし、どんどん時代は変わっていっています。そのところが分かる人が、2年、3年でできるであろう技術革新というものを取り入れるのは絶対必要かなど。いずれしろ、どこかの自治体がやるとは思いますけれども。

(平野委員長)

今の話として、全国的に取り入れるかどうかは別として、そういう趣旨は入れ込んで、こういうふうに技術の下に、成果に関してはやはり障害を持っている人たちの暮らしやすさに直結できるように、市としても政令市ですから先進的な取り組みをしていくそのような方向でやっていく。そしてさらに共有できると思います。他に、どうでしょうか。どうぞ。

(遅塚委員)

日本社会福祉士会の遅塚です。何点か事務局に確認していただければと思うことがあります。施策の大きい体系、資料2のところなのですけれども、いわゆる社会福祉法に基づく地域福祉計画というのがあると思うのですけれども、これはさいたま市においては、この保健福祉総合計画がそれに当たるということなのでしょうか。それともないということなのか、まず1つ教えていただければと。

では、続けていくつか質問があるので言います。それから、この障害者総合支援計画というのは、国が言っている障害福祉計画、サービスのほうの障害福祉計画と学校や交通など全部入っている障害者計画を、さいたま市の場合には全部統合して作って、障害者総合支援計画ということで作っておられるわけですが、この障害者総合支援計画の策定ということ自体が、すみません、今2つに割れている、障害政策課でしたか、すみません、名前が、政策課ですね。政策課さんのほうで仕切っておられるという理解でいいのか。

具体的には、いわゆる障害福祉計画は具体的なサービス部門なので、障害支援課さんのほうがほぼ中身は持っているらっしゃると思うのですが、それを含む、要するに計画全体、全庁的に計画、トータルとしての進行管理や指示、仕切りということは、政策課さんのほうの事務分掌という理解でよろしいのかという、この2つぐらいか、取りあえず、すみません、2つほど教えていただければと。

(事務局)

事務局です。まず地域福祉計画ですけれども、そちらが保健福祉総合計画ということですので。2点目ですけれども、確かに障害政策課と障害支援課で分かれてしましまして、障害福祉計画ですか、そちらのほうは自立支援協議会等も含めて障害支援課の範疇(はんちゅう)もあると思いますけれども、トータルとしては、この計画を障害政策課のほうで仕切らせていただくような形になります。今後、障害者政策委員会にもかけさせ

ていただきます。ただ、作り方については、今後、課が分かれて初めてのことで、障害支援課と障害政策課のほうで話をしながら進めていきたいと考えています。以上です。

(遅塚委員)

ありがとうございます。3つ目の質問を今思い出しました。資料2-2のほうで全体のスケジュールを出していただいている、その中の障害者施策推進本部会議、障害者施策推進会議と、右から2番目にそういう機関が書いてあるのですが、すみません、これは執行部側ですか。どういう位置付けになるのか、少し聞き漏らしてしまったので教えていただければと思います。

(事務局)

事務局です。こちらのほうは執行部側ということで、市長を本部長とする、局長級、副市長も含めたような会議になりますけれども、執行部側の会議という形になります。以上です。

(遅塚委員)

ありがとうございます。以上です。

(平野委員長)

では、川津委員さん。

(川津委員)

川津です。資料2-1、こちらの計画平成30年から32年度の計画のところ、基本目標3の〈基本施策〉の「①意思疎通等が困難な障害者に対する施策」については、私も聴覚障害だけではなく、知的障害等でコミュニケーションが難しい方なども含まれると思います。そういった困難な方というふうに集中してとられることがあると思いますので、私としては、意思疎通などに対する施策というような言い方がいいと思います。

「困難」となりますと、大変な方のみを対象とするような、そういったイメージになりますので、例えば「困難」ということではなくて、障害者全般に皆さんと平等にという考え方で、上下関係なく、「困難」という言葉を外して意思疎通等に対する施策という書き方がいいのではないかと思います。「困難」という言葉に非常に抵抗を感じます。意見としてお出します。

もう一点なのですが、資料2-2です。少し心配なことがあるのですが、私は今期で任期が終わります。次の新しい委員さんが来られて、基本的には、まず委員長、また、

副委員長を決められた後、ワーキンググループということになると思います。そこには、委員長さん、または副委員長さんが含まれると思います。そういった進め方にワーキングが進められるかと思うのですが、そのよう間違いがないか確認したいと思います。

(平野委員長)

ありがとうございました。1番目のご提案については、そのとおりだと思います。この文言につきましては、今言ったようにここで固めるつもりはありませんので、今言った趣旨を受けて事務局とも検討していきたいと。意思疎通が困難な方に限定するつもりはなくて、障害を持った人、皆さんの一つのコミュニケーションをできるように進めるという趣旨ですから、今、川津委員さんが言ったように、聴覚障害に限らず、知的障害だったり、いろいろなコミュニケーションが難しい人たちも含めて考えていきますので、ここはもう、そういう表現については検討していきたいと思います。

それから、2番目のことですけれども、やり方は書けなかったけれども、次の体制で進め方を決めることになると思うので、今ここでこういうふうに進めますというのは決められないのです。ですが、一応今までのイメージで、今までやってきたとおりにやっていくと考えていただければと。今ここで次もこうなさいというのは言えないから、今までやっていたのを尊重してやってくださいという形でお願いしたいと思います。そういうことでよろしいですか。

(川津委員)

はい、分かりました。

(平野委員長)

他、どうでしょうか。今、2人の委員さんの大変積極的な意見を。どうぞ、長岡さん。

(長岡委員)

「どうかん」の長岡と申します。資料2のほうの総合支援計画の策定についてというところで共生支援事業があるのですが、冒頭に平野先生のお話にあった、地域共生社会の部分ということ、関連ということになると、多分、障害者総合支援計画だけでは進められない部分などももしかしたら出てくるのかなと思うのですが、このスケジュールのほうに他の計画との整合性を図るといとか、調整するような動きなどというのが見えないなと思って、少しその辺りの質問です。

具体的な、資料2-1などを見ていくと、多分、高齢や児童の分野と関連させながら、例えば防災など、そういう緊急時の対応など、他の障害分野だけではない取り組みの

ほうが、もしかしたら効果があるようなところもあるかと思うのです。その辺りの進め方について少しお聞きしたい。

(平野委員長)

それは私のほうからお答えさせていただきます。長岡委員が言われたとおりです。そのとおり、恐らく法案が通れば、それも障害だけではなくて、まず順番からいくと、先ほど遅塚委員が指摘した、地域福祉計画自体が全面改正になる。それから、今言った高齢などの計画も全部見直しになってしまうので、恐らく障害も含めて見直しです。それから場合によっては他にお願いするようにしているだろうというのは、もうご指摘のとおりです。

ただ、まだ法案が通っていないので、いつのタイミングでどうするかというのが見えないので、書き込めなかったというのが正直なところでは。法案が通った段階で、こういうふうにしますというのを出したということ、ご懸念のとおりで、本当にそう言われたらそのとおり、実際そうならざるを得ないと思っています。

ただ、法案が決まらなないと、いつ通るか分からないので、決まった段階でこういうふうにしますというのを出したと、そういうことで少し事務局と出したので、ご指摘のとおり、本当に今回全体を揺さぶられる感じになると思っています。

どうぞ、遅塚委員。

(遅塚委員)

すみません。後でまた言おうと思っていたのですが、今、長岡委員からお話が合った部分で、今回、障害福祉計画のほうでは、障害児の計画が初めて義務付けられた、今回計画になります。今までは、「なるべく障害児部分も載せてね」だったのが、今回から障害児に関する計画もはっきり入れなければいけないということに、今回初めてそういう計画なのです。総合計画などで今までも障害児の部分は含んでいるということで、内容的にはそんなに変わるものではないと思うのですが、意味として逆に、こういう体系の整備の中で「障害児についてもしっかり出していますよ」のようなものが読み取れるような構成にしたほうが、本来いいのではないかなと少し思います。意見として以上です。

(平野委員長)

重要な意見です。法律が変わって障害児計画も義務化されましたから、障害児なのでこういうことをやりますということを明確にしたと、そういう趣旨はそのとおりだと思います。幾つかの貴重な意見が出ました。他には、どうでしょう。

それでは、大変恐縮なのですが、今、高濱委員さん、長岡委員さん、川津委員さん、遅塚委員さんからいろいろ意見が出ましたので、それを基にして提案して、

次の期になってしまいますけれども、資料 2-2 で言えば、作業スケジュールで 5 月ですね、これは素案ですね。素案を出すときに今言った意見を少し反映して、出して議論してもらおうと。先ほど川津委員さんが言いましたように、ワーキングの進め方などもこういうふうに進めるということも併せて、今これを決めるわけにいかないので提案するというので、事務局もそれでよろしいでしょうか、それで進めさせていただきます。どうも貴重なご意見をありがとうございました。

それでは、以上で協議事項はこれで終わりです。続いて、その他のところで、まず(1)平成 29 年度予算案、まだ案ですけれども、今、市議会で検討していますけれども、予算案の概要につきまして報告をお願いします。

(事務局)

それでは、その他でございますが、3 点まとめて説明させていただきます。まず、1 点目(1)「平成 29 年度予算案の概要」ですが、現在開会中の 2 月定例会におきまして、本市の平成 29 年度予算を提出しておりますので、その概要について説明いたします。お手元の資料 3 をお願いいたします。

1 枚めくっていただきまして、1 ページ目をお願いいたします。予算の全体像ですが、一般会計の総額が約 5,301 億円、国民健康保険や介護保険などの特別会計が約 3,372 億円、上下水道や病院などの企業会計が約 1,223 億円で、全会計の総額は約 9,897 億円となっております。一般会計は前年度と比べて 13.0%の増額となっております。

2 ページは一般会計の歳入の内訳について、3 ページは市税収入の内訳と推移、4 ページ、5 ページは歳出をそれぞれ目的別と性質別の歳出となっております、後ほどご覧いただければ、と思います。

6 ページから 14 ページは障害福祉関係の各予算について各事業の内容と予算額をまとめたものでございます。後ほどご覧いただければ、と思います。

15 ページをお願いいたします。本市では各局や区役所ごとにその年度の運営方針を定めております。17 ページの中ほどに、(4)障害者支援として、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けたさまざまな取組、相談支援体制の整備、就労支援の必要性などを掲げさせていただきました。

20 ページは保健福祉局の主要事業として、局の担う分野を 7 つの柱に分け、取組を進めてまいりたいと考えております。22 ページの中段から 23 ページの上段にかけてが障害福祉関係の事業として、総合振興計画やしあわせ倍增プラン 2013 などに基づき、ノーマライゼーション条例の周知・啓発のためのイベントの開催や障害者支援施設の整備。また、拡大事業として、権利擁護支援員を各区に配置及び移動支援事業のグループ支援を新たに実施いたします。

25 ページは、見直しを行った事業の一覧でございます。簡単ですが、平成 29 年度予

算案の概要の説明は以上でございます。

続きまして「障害のある方に対する対応の基本について」、ご説明いたします。資料4「障害のある方に対する対応の基本（案）」をご覧ください。

前回の委員会においても、「障害のある方に対する対応の基本（案）」についてご説明しご意見を頂戴したところでございます。また、市民会議や権利擁護委員会においてもご意見をいただき、いただいたご意見踏まえ修正いたしましたので、修正箇所についてご説明させていただきます。

それでは資料4の5、6ページをご覧ください。（2）聴覚・言語障害のある方について【コミュニケーション方法の例】の筆談及び電子メール・FAXのそれぞれの内容に「難解な表現や日本語特有の婉曲な表現がわからない人も多くいますので、可能な限り誤解のないわかりやすい言葉で伝えるよう注意が必要です。」を追記いたしました。また、25ページの手話マーク、筆談マークについても追記をさせていただきました。

修正箇所は以上となります。今後のスケジュールとしましては、今月中に確定させ、市役所全庁に周知し、運用を開始したいと考えております。

対応の基本（案）の説明は以上でございます。

続きまして、資料5をご覧ください。

前回の委員会でご審議いただきました障害者総合支援計画達成状況に関する政策委員会委員の皆様のご意見の掲載につきまして、資料5のとおり依頼をさせていただきたいと考えております。後日依頼文を送付いたしますので、回答期限が短く申し訳ございませんが、意見のご提出についてご協力いただければと思います。

以上でその他についての説明は終了となります。

（平野委員長）

ありがとうございました。今まで、議案1、2、3、皆様にご承認いただきましたけれども、ここからのその他の3つのほうは、順番に言いますと、まず予算に関しては今議会のほうで議論していますので、ここで私どものほうでどうこうできるものではありませんので、議会で議論していただければと思っていますので、ご質問やご意見をここで頂ければと思います。ただ、それで市のほうでどうこうしますというのはできませんので、これは市議会のほうで議論してもらおうということでご了解いただきたいと思っています。

それから、2番目の障害のある方に対する対応の基本ですけれども、これはこの間、皆さん方の政策委員会と、それから市民会議のほうでも議論してもらっていて、これまでこの委員会でも、宮部委員のほうから知的障害のところの指示が少しおかしいのではないかということなど、それから、今事務局から説明がありましたけれども、聴覚障害者の部分に関しては川津委員さんのほうから出してもらって、この部分を組み入れて修正、それから、手話のマークも同じくこの左のものを修正するという形で、

市民会議やこの委員会で出たものを入れて今修正しています。恐らく完璧なものとは、多分難しいと思うのですけれども、ただ、いつまでもそれを待っていてスタートするよりは、取りあえずこれで来年4月1日からスタートして、そしてまた軌道修正しながらやっていくと。完璧なものを求めてスタートするのを待っているよりは、取りあえず進めていきましょうということで、ここで確認いただければ進めていきたいと思っています。

最後ですが、前回のときに、こういうのをやってみたいという予告を出したわけです。前回のとき、成績表を出すと、ABC評価なので、それは皆さん方のほうから、いや、市役所はAが出ているけれども、本当はBではないか、Cではないか、そういうのがあったので、ずれがあるということで、皆さん方の声を成績表に反映しようということで、こういうふうにやったらどうかということで皆さんのほうからも特にご異論なかったということで、今回正式に、これをではやってみましょうということで、こういう文書を出すということでこれを書きました。

他に事務局から、少し期間が短いところだったのですけれども、予告編ということでご勘弁いただきたいと思えますけれども、以上の3つ、報告事項ですけれども、3つまとめてご意見、ご感想など。では、まず田口委員さんからいって、次、他の方に。

(田口委員)

予算の対応の9ページのことなのですけれども、主な事業、移動支援事業ということで、屋外での移動が困難な障害者を対象として、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出の際の移動を支援します、平成29年度から1人のヘルパーが複数の利用者にサービスの提供を行うグループ支援を新たに実施しますというもので、このことについてなのですが、私どもは身体障害者団体のものですから、社会参加のために県の「おおぞら号」、バスですけれども、これを借りて県外研修を行っております。

そのときに、車椅子の人など、歩行困難な人なども参加を希望されるときがあるのですが、車椅子などリフトが付いているので降ろすことはやってもらえるのですけれども、その後の、少し段差があるところで何か押してもらうことはできません。私どももそういうことを、みんな全員障害者、身体障害なのでできません。それと、特に重度障害の人にも少し手を貸すことも難しいのです。ですから、補助者を何か付けてくださいということを言うのですが、なかなかそういうのがいないときがあるのです。ということで、これを29年度からやっていただけるというので、そういう場合は使えるようになる予定なのでしょうか。

(事務局)

事務局です。担当の係長が不在なので、代わりに回答させていただきたいと思いま

す。まず移動支援事業につきましては、身体障害者の方はもちろん使えるのですけれども、全身性の障害のある方というふうに限定されておりまして、使える条件がある程度限定されています。ですから、手帳があれば必ずしも使えるというものではなくて、その対象になっている方であれば使えるような事業になっているというところが1点です。

それから、複数の利用者にサービスの提供を行うというのは、現段階、私の知っている限りなのですけれども、まずは通学、通所の支援について取りあえず段階的に始めさせていただきまして、それを見て、その後、例えば外出先に対して複数のヘルパーを入れるというのを、徐々に拡大していくという形になっています。ですから、初めから全ての方に対して複数のヘルパーさんで移動支援というのは、すぐには始まらないような状況になっています。その際には、またすぐご連絡はさせていただく予定です。

(田口委員)

29年度という、もうすぐですけれども。

(事務局)

29年度から、通学、通所、学校に通ったり通所作業所に通う方を限定に取りあえず始めさせていただきまして、それを見て段階的に全ての移動支援事業について広げていくという予定となっています。細かく書いてなくて、少し分かりづらくて大変申し訳ないのですけれども。

(田口委員)

では、少ししつこくてすみませんけれども、そうすると、例えば私どもの願いするような社会参加のための県外研修のときなどには、当面無理だということでしょうか。

(事務局)

そうですね。29年度中にそうと言える可能性もあるのですけれども、いつからというのが、今の段階でははっきり言うことができない形になっています。申し訳ありません。

(田口委員)

そうですか。早くこれがいろいろな方に使えるようになると、私どもはありがたいなと思います。よろしくお願いします。



(平野委員長)

他、いかがでしょうか。

(岡田委員)

精神障害者家族会連絡会の岡田です。障害のある方に対する対応の基本のところについてなのですが、さいたま市には活発に活動している当事者の会がありますので、そこの方たちに、少しですが、伺ってみました。その内容につきましては、担当課の方に昨日送っていたのですが、メール添付でその内容など、詳しいことはお知らせしたのですが、ご本人たちがいろいろ真剣に話し合ってくださいましたので、幻覚、思考障害、感情や意欲の障害などというところに、やはり妄想という言葉ぜひ入れてほしいと意見が出ています。その他の内容について、音に敏感になるというのは、これはみんな共通していること。もっともだという意見のところも出していただいて、大変常識的な意見が出されたので、ぜひこれを参考にさせていただきたいなということをお願いしたいと思っています。

それから、家族会のほうでも少しでも多くの皆さんの意見と思ひまして、意見交換をと思ったのですが、内閣府ホームページのものを参考にということだったので、そこをのぞいてみましたが、学生時代の発病や長期入院のために社会生活に慣れていない方もいると。これはとても私たち当事者の家族にとっては貴重な情報なわけですが、病気が原因だけで生活のしづらさが生じているわけではなくて、実は、社会経験が少ないということがとても大きな影響を及ぼしているというのは、当事者の方、周りの家族が痛感するところなので、この表記は削除しないでそのまま、さいたま市の対応のほうにも入れ込んでいただきたいというのが家族の意見でした。

それから、コミュニケーション関連に関しては、まず話をよく聞く姿勢を持っていただきたい。慌てずに、まずこの方は何を話したいのか、それはアンケート調査の中に出てくるのですが、やはり慣れない場面は大変緊張するので、言葉がなかなか出なかったり考えがまとまりづらくなったりということで、少しパニック状態に陥ってしまう方もいらっしゃると思うので、まず聞くということが、精神の障害の方と対応するには、そこは大事なのではないかということです。

それから、これは国のほうに出ていたのですが、さいたま市のほうは不安を感じさせないような穏やかな対応という抽象的な表現になっているのですが、もっとゆっくり丁寧に、そして必要があれば繰り返しという、この具体的な説明を入れ込んだほうが、対応する方たちにとっては分かりやすいのではないかと、そういう意見が出ていますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。以上です。

(平野委員長)

メールはもう行っているのですよね。では、今言ったのは、お手元の資料4の13ペ

ージのところですか。13 ページの部分に出ています。

(岡田委員)

それを見ないですみません。

(平野委員長)

精神障害の原因となる主な精神疾患の、統合失調症のところに、幻覚、思考障害、関連、妄想も入れてほしいということと、それから、一番上のところですね。統合失調症の場合、社会経験が乏しかったり。

(岡田委員)

主な特性のところですか。分かりやすく全部まとめて資料は送っていますので。

(平野委員長)

大事なことですので。それから2点目として。

(岡田委員)

コミュニケーションの関連のところですか。

(平野委員長)

そうですね。不安をなくすには、すごく丁寧に繰り返してゆっくりやる。

(岡田委員)

具体的な表示があればなど。

(平野委員長)

図を描いたり。特に大切なことなので確認しながら。

(岡田委員)

ありがとうございます。

(平野委員長)

せっかく当事者から頂いているので反映していただいとということなのですが。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。頂いたご意見を反映させて、今日は間に合わ

なかったのですけれども、完成版を作るときにはご意見を反映させたいと思っていますので、よろしくお願いします。

(岡田委員)

よろしくお願いします。

(平野委員長)

大変いいご意見ありがとうございました。他、いかがでしょうか。

では、河西さん、お願いします。

(河西委員)

今、岡田委員がおっしゃった、ゆっくり丁寧に、場合によって繰り返しというものは、資料の 15 ページの高次脳のところにも、やはり入れていただきたいなと思います。高次脳障害を持つ者として、このとおりなのですけれども、本人としては、社会のために努力を重ねてきた上では、こういう書き方は、こういう先入観を持たれるということは、とてもショックが大きいわけです。今回こちらの委員に参加させていただいたというのは、いつも言うのですけれども、資料 2-1 の改正案にあるように、障害者に対して支援が必要、支援が必要といつもいわれているわりには、この予算案を見るように予算は限界があって、高齢者のところを見ると地域で丸ごと見なければいけないというような状況になっているわけです。

そうすると、支援をしていくのに予算の限界があって、では丸投げでというような形では矛盾になっていて、ここに参加させていただいたのは、社会に参加する可能性を 1 つ得たいと思ったからなのです。経験から言うと、先ほど、これはきょうショックを受けたことなのですけれども、齋藤委員もおっしゃったように、福祉に関しての職員が 60 代の方が多いということです。それなのに不足しているということです。

私は社会に参加するために施設に希望を出したことがあるのです。出したこともありますし、手話を習いに行ったこともあるのですけれども、まず施設に関しては、まず保育士の資格も介護の資格もないということ、それから運転免許を、これはドクターストップがかかって取れていないということがあって、「ちょっと参加は困難だ」と言われたのです。

実はそれは、どのチャレンジをするときにも言ってしまうと駄目になっちゃう。ちょっとでも言ってしまうと社会に出られなくなってしまうことが多いです。社会に出るときにそういうものを利用しなさいというのは、すごく医師のほうから言われたことです。ですから、自動運転車を利用すれば、AI の力を利用すれば、できないことはないのです。

もっと大変な人がいるという話を聞いてしまうと、どうしても緊張が強くなってし

まって、そういう社会に出る力を持って相談できない人があれだけ多いということになると、余裕の時間があり過ぎると、考え過ぎて気持ちが沈んでく。私の場合で言わせていただきますと、気持ちの安定がなくて物が覚えられなくてということがいろいろにつながって、家族、母などにすごく負担をかけたと思うのですが、自分の状態を客観的に見られるようになってきた半面、家族のほうは還暦を超えて古希を超えるというと今は逆転しているのですね。

ですから、平野先生がおっしゃったように、地域で丸ごとということですから、本当に医療現場がみんな耳を貸して利用してほしいとつくづく思います。何も名案が浮かばずに、まとまりなく終わりますが、そのように思います。

(平野委員長)

今お話あったようにいろいろなことが関係して、ただ、1つだけ確認したいけれども、15 ページのところ、先ほどの精神の方と同じように、繰り返し丁寧にやってほしいということは入れてほしいという発言ですね。

(河西委員)

はい、そうです。ゆっくり丁寧に、先入観を持つような表現ではなく、ゆっくり丁寧に繰り返しという表現を入れていただいたほうが、気持ち的には、読んでいるこちらでは。

(平野委員長)

はい、分かりました。事務局のほうは、よろしいですか。では、長岡さん。

(長岡委員)

「どうかん」の長岡です。私は予算のほうで質問というか、意見を少し言わせていただきます。22 ページです。ナンバー19 番、障害者支援施設整備事業ということで、最初結構大きな予算が付いていて、これは多分、今年度の第一回目の政策委員会で話題になった部分だと思います。やはりこれだけ予算が付いて、それから、地域移行の促進に大切な役割を担う中で、やはりきちんと進めていってほしい事業です。

特に、何というのでしょうか、担当が障害政策課さんになって今ここで予算が書かれていますけれども、これはできた後のほうが、確か定期的に地域移行を進めていくような計画だったと思うのですが、地域移行を進めていく際には、どのような仕組みなどをイメージされているのかが見えない。例えば支援課さんのほうでやっている自立支援協議会などでも、地域移行、地域定着の取り組みとの関連なども、今の時点で、何というのでしょうか、協議をされているのかなど、その辺りを少し聞かせていただきたいというか、もしまだでしたら、ぜひそういう形で、できた後のフォローを、

フォローといいますか、体制の整備のを市の方でぜひきちんと進めていただければな  
と思いました。

(平野委員長)

事務局側から、その辺はお願いします。

(事務局)

事務局です。現段階では、今予算要求中なものですから、予算が通ったらの話なの  
ですが、入所施設を整備しまして、今回、通常の入所施設と少し違うのは、地域移行  
のための機能を兼ね備えた施設を予定しています。地域移行の施設、訓練部門をそこ  
の入所施設で行って、併せて地域に移行するための手だてであるグループホーム、そ  
ちらのほうも併せて整備を進めていきます。入所施設の 1 法人だけでそういった地域  
移行をするのはなかなか難しいので、そこで、今あるそういった協議会など、そうい  
うネットワークをつくっていききたいなどは考えています。以上です。

(平野委員長)

今要求というか、予算を取ってからですね。

(事務局)

はい。

(平野委員長)

他、いかがでしょうか。

(遅塚委員)

社会福祉士会の遅塚です。前回は質問という形で 1 点触れさせていただいたことで、  
すみません、皆さま方の管轄でないことは百も承知なのですが、一言言ってお  
きたいことがあります。対応指針について、教育の分野については今のところ作る予  
定がないというような前回お話がありましたので、多分、所管が全く教育委員会なの  
で別だと思いますが、われわれ側から見ると、市のほうの体制が教育委員会だからな  
ど、そういうことは関係ないので、ぜひ学校の先生方に対してもこの対応要領を作っ  
て徹底していただきたいと思っているという意見表明をさせていただきます。以上で  
す。

(平野委員長)

まず全体まとめて、斎藤委員から。

(齋藤委員)

この今年の政策委員会の中で 1 つ具体的に私たちがすべきことと進んだのが、総合支援計画の進行管理で意見を出して、それを反映していただくという仕組みが進むことは重要なことだと思いますので、ぜひいろいろな切り口から意見を出していくことが必要ではないかなと思います。前回の委員会のアンケートの結果が一通り私の手に入ってきましたけれども、まだまだ障害のある方たちにとって、障害のない人と対等、平等になるためのマイナス部分がたくさんありますので、そこにきちんと目を向けて、いろいろと制度が大きく変わるかもしれないということがあっても、ノーマライゼーション条例の下に粛々と、障害のある人たちの観点で進めていくということを、この意見反映にも盛り込めたらいいのではないかなと思っています。

(平野委員長)

どうでしょう。最後の委員会です。皆さん方のほうから、これが最後の委員会です。どうぞ。

(岡田委員)

すみません。予算案の概要のところ、11 ページなのですけれども、心身障害者医療費支給事業のところ、斜線になっているのですけれども、これがどのような意味なのでしょう。

(事務局)

事務局です。これがなくなったというわけではなくて、以下の年金分野のものでしたので、こちらのほうに来ていないということがありまして、所管外ということで線を引いたということで、これがないなど、そういうことではございません。

(平野委員長)

斜線は所管外ということですか。

(事務局)

そういうことです。

(平野委員長)

事業を廃止したわけではないかと勘違いをしてしまう。

(事務局)

違います。そうではないです。

(平野委員長)

廃止したわけではないということです。

(岡田委員)

ありがとうございました。

(平野委員長)

他、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、まだ議論はいろいろあるのですけれども、冒頭で言おうと思っていましたけれども、資料 2-3 になります。これが前回、2 月 4 日に開催された市民会議でのご意見です。やはり市民会議の中でも、次期の改正につきましても、どうこうという話はなかったのですけれども、やはりいろいろな制度のことや意識の部分でまだまだ周知が進んでいませんというような意見がありましたし、遅塚さんからも教育委員会、学校関係のこともいろいろ意見がありました。

それから、裏を見ますと、社会資源に関するところでは、長岡委員から地域移行の整備など、そういったものも進めてほしい、それから、最後のほうでは、学童保育関係は誰もがないということですが、一番最後の丸のところ、計画には「誰もが」と掲げているが、実際には誰もがではなくて、障害者、高齢者が排除されていると。ぜひ障害者が当たり前に参加できるように、先ほど河西さんが言われましたけれども、そういう仕組みを作ってほしいということが書かれていまして、やはりその思いはきちんと受けて次の計画も作っていきたいと思っています。

そういうことで、いったんここで任期のほうは、皆さん方、本当にどうもご苦労さまでした。終わるわけですが、今日の議論も受けまして、柱は皆さん方ご理解いただいているように、協議の柱はこれで了解しておりまして、ただ、先ほど言った、意思困難とか、それから子どもの部分、それから IT のそういった部分の趣旨を、どうやるかというテクニカルの部分での検討は今後入れていきたいと思っています。柱は進めたいと思っています。本当にいろいろ議論、また、積極的なご意見、ありがとうございました。

以上で私のほうの担当は終わりました、第 6 回の協議会を終わって、事務局に進行をお返ししたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

(事務局)

どうもありがとうございました。障害政策課長の高島です。

本日は、皆さま、委員の皆さま、公私にわたりお忙しい時期に、今年度最後の委員会

に御出席いただくとともに、この一年間、委員会の開催及び会議の運営に御協力いただき、誠にありがとうございました。

今年度を振り返りますと、委員の皆様のお力添えをいただくことにより、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査を実施することができました。また、障害者総合支援計画の達成状況についてご審議をいただき、市民目線のご意見を取り入れるといった、新たな取組も進めることができました。

皆様からいただいた貴重なご意見は、次期障害者総合支援計画の策定や各事業の取組に生かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様の任期につきましては、この3月をもって、一旦満了となります。皆様の中には、2期以上にわたり、ご審議に携わっていただいた方もいらっしゃいます。長きにわたり、本市の障害者施策の推進に御尽力いただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

今後におかれましても、障害者福祉施策の更なる発展にお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

2年間、本当にありがとうございました。

(平野委員長)

それでは、以上をもちまして、「第6回さいたま市障害者政策委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

以 上